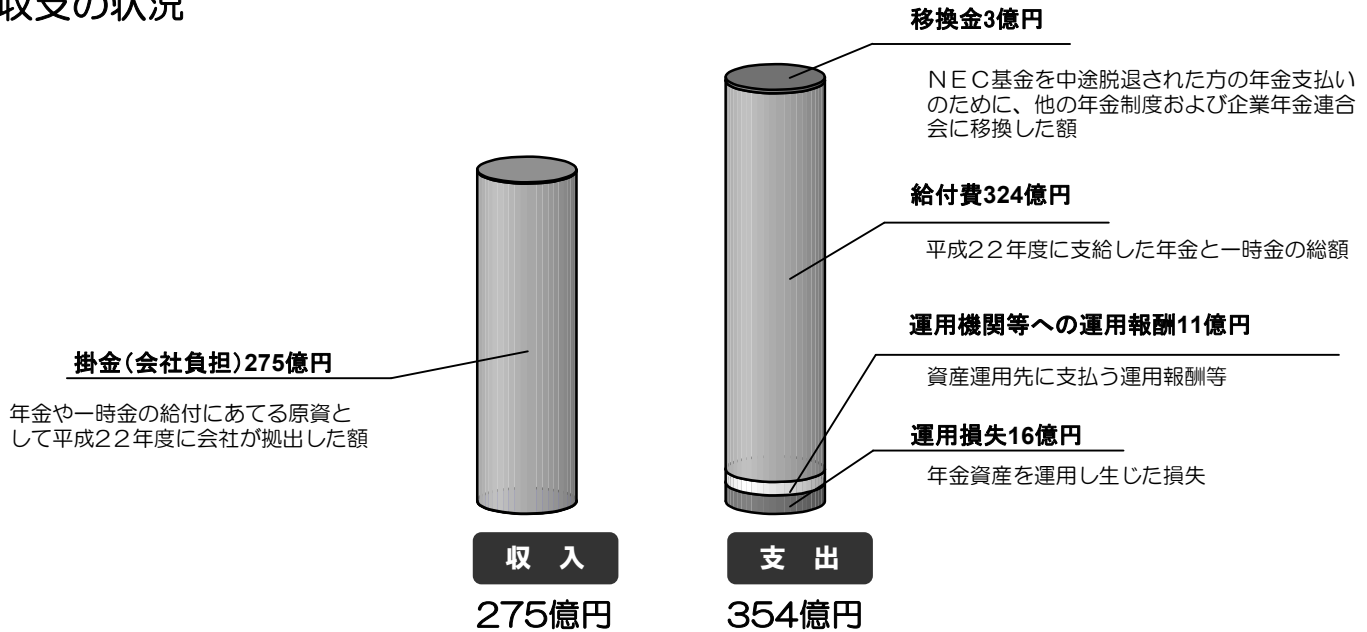


皆様、こんにちは。NEC企業年金基金の常務理事を務めております彭城（サカキ）です。
一昨年から、毎年1回（8月）、待期者の皆様（年金用語で「年金受給権を有する60歳未満の方々」）に、当基金の決算状況等をお知らせする目的で、この『NEC PENSION FUNDS NEWS』を発行しております。
（60歳以降、既に年金を受給されている皆様には、別途小冊子を送付しています）
昨年もこのニュースをお受け取りになられた皆様はご承知のことと思いますが、基金では毎年決算時に、法の定めに従い、基金の財政検証をおこなっており、ここにその結果をご報告するものです。
どうぞ内容ご一読いただき、当基金の現況についてより一層のご理解を深めていただければと思います。

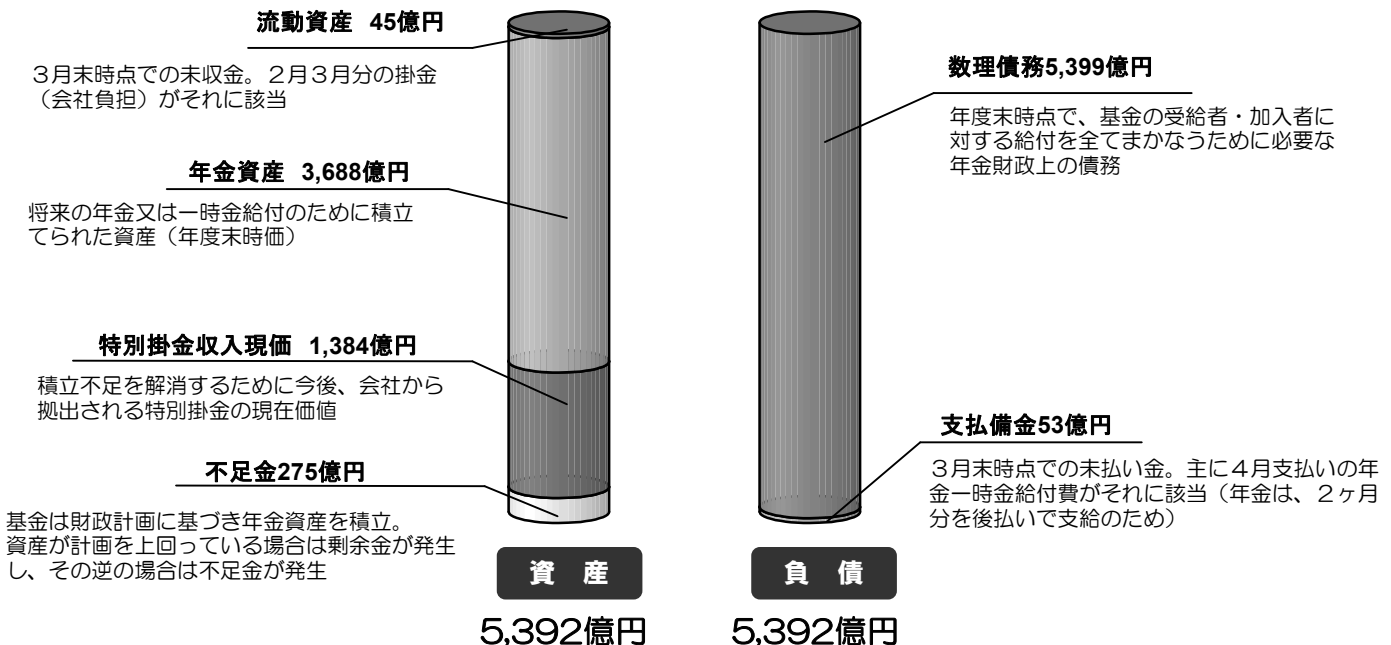
平成22年度 決算の報告

平成23年7月20日に開催された第22回代議員会において、NEC企業年金基金の平成22年度決算が承認されましたので、その概要をご報告します。

収支の状況



年金資産の積立状況



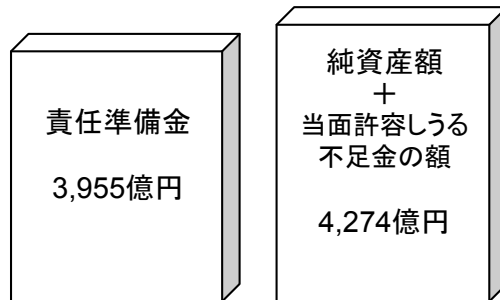
財政検証結果報告

基金では、将来も安定して年金を給付していくために、毎年、資産（純資産額）の積立状況に関し、厚生労働省が定める「継続基準」と「非継続基準」の2通りの基準にもとづいた財政検証を実施しています。

継続基準でみる財政検証

将来的な安定給付の目安

年金基金制度を将来にわたり継続的に運営するため、加入者・受給権者への将来の給付原資として現在確保しておかなければならない「責任準備金」3,955億円に対して、「純資産額と当面許容しうる不足金の合計」が4,274億円であり積立て水準は1.08となります。この基準は、厚生労働省の定める基準値1.0以上となり基準を満たしています。

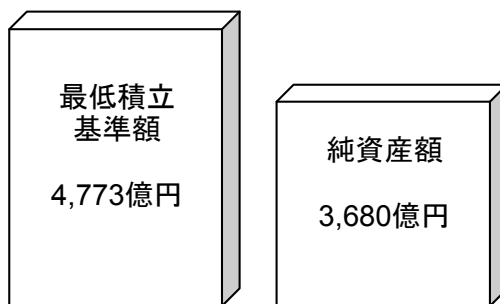


当面許容しうる不足金とは、責任準備金の15%

非継続基準でみる財政検証

年度末に確定している給付額に対しての積立

加入者・受給権者の過去の勤務に対する年金一時金給付の原資として確保しておくべき「最低積立基準額」4,773億円に対して「純資産額」が3,680億円であり、積立て水準は0.77となります。この水準は、厚生労働省の定める基準値0.9以下となり基準に抵触しますが、来期の積立てに必要と厚生労働省が定める額に対し、来期基金が受取る掛金額が上回っているため、掛金率の見直し等は行う必要が無く、見直しは実施しません。



用語解説

純資産額
流動資産および年金資産（大半を株式・債券で保有）の合計額から、流動負債、支払備金の合計額を控除した額
責任準備金
将来の年金・一時金給付のために、現在積み立てられていなければならない額
最低積立基準額
基金が基準日時点で解散した場合に、加入者や受給権者に最低限保全すべき給付を確保するために必要な資産に相当する額

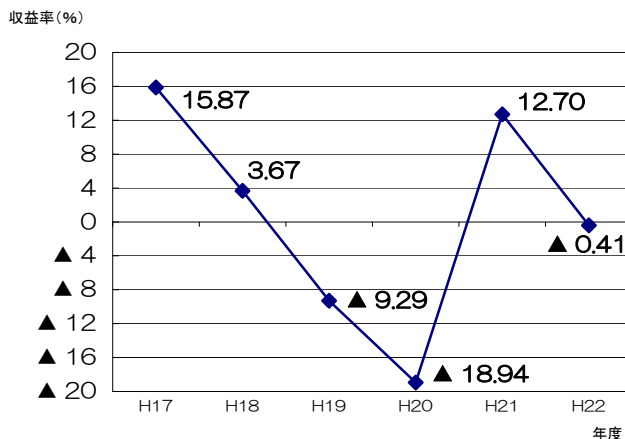
平成22年度 資産運用報告

基金では長期にわたって安定した年金給付を行うために効率的な資産運用に取り組んでいます。

基金の運用基本方針 (平成23年3月末資産配分状況)

- 広く分散投資を行うことによりリスクを抑制し収益機会の獲得を図って、長期的に3~4%/年の収益を確保することを目指します。
- 株式比率を抑えつつ、為替リスク、金利上昇リスクにも対応していきます。

運用実績の推移



基金からのお知らせ

■住所および氏名の変更について

住所および氏名が変更となっている場合は、裏面の「変更届」（コピーもしくは切り取って使用してください）を基金宛にご提出ください。

なお、「変更届」は、NEC企業年金基金のホームページ（URL <http://www.neconet.jp>）の届出案内にも掲載しております。

《 本ニュースのお届け先が「カタカナ」で記載されていた方へ 》

NEC基金に登録されている住所があて所に尋ね当たらないため日本年金機構が保有する住所情報の提供を受けて送付しています。つきましては正式な変更届が必要となりますので、裏面の変更届を必ず提出して下さい。

*加入者番号について

今回送付しております封筒の宛名に続く10桁の数字が貴殿の加入者番号となります。

【例】

飛脚ゆうメール	
この荷物をご依頼人様からお預かりし、当社が発出人となって発送代行しています。	
お届け先	〒105-0014 東京都港区芝2-31-25 NEC別館4階 基金 太郎様 0000000001
【ご依頼主様】	【配達先・差出人】
東京都港区芝2-31-25 NEC企業年金基金 03-3769-2892	〒140-0000 東京都品川区0-0-0 佐川急便(株)××店

加入者番号

■年金支給開始時の手続きについて

年金の支給開始年齢に到達したときは、基金から手続き書類を送付致します。基金から手続き書類を送付しても、転居先不明等で基金に返送されるケースが発生しておりますので、住所等を変更された場合、変更届にて基金に連絡をお願いします。

■万一の場合の連絡について

万一、ご本人がお亡くなりになられている場合は、基金までご連絡をお願い致します。追って、ご遺族様宛に手続き書類を送付致します。

ホームページのご案内

NEC企業年金基金のホームページ（通称：ねこネット）では、さまざまな情報をご覧いただけます。

URL <http://www.neconet.jp>

主な掲載内容

- 基金からのお知らせ
- 基金の年金の手続き
- 変更届
- 基金の現況 など

住所および氏名を変更する場合は、以下の「変更届」をNEC企業年金基金宛にご提出下さい。

以下の変更届は、コピーもしくは切り取って使用してください。

なお、「変更届」はNEC企業年金基金ホームページ（URL <http://www.neconet.jp>）にも掲載しています。

変 更 届

NEC企業年金基金宛

提出日 平成 年 月 日

NEC企業年金基金の加入者番号

太枠内は全てご記入ください

氏名（カナ）						印鑑
氏名（漢字）						
生年月日	昭和・平成	年	月	日	性別	男・女

加入者番号…「NEC企業年金基金ニュース」を送付している封筒記載の宛名の右側にある10桁の数字

住所変更がある場合は本項目を記入

郵便番号				—			電話番号		—	—
変更後の住所										

氏名変更がある場合は本項目を記入

氏名（カナ）						新印鑑
変更後の氏名（漢字）						
氏名変更時は戸籍抄本もしくは氏名の変更に関する市区町村長の証明書を添付してください						
氏名変更時は上部太枠欄に旧氏名をご記入下さい						

[変更届送付先] 〒105-0014 東京都港区芝二丁目31-25 NEC別館4F
NEC企業年金基金 宛